

変更交付申請のシステム入力等について

1 変更交付申請（全体）について

- 授業料支援システム 学校用操作マニュアル94ページを参考に、システムでの申請を行ってください。
- 申請期限は、**10月11日（木）17：00**です。授業料支援補助金を受給する全ての生徒について、生徒情報変更登録（**所得割額の入力等**）を行わないと、申請額に反映されません。期限に間に合うよう、生徒情報の登録をお願いします。
- 授業料支援補助金の変更交付申請は、システム担当に電子メールで「授業料支援補助金の変更交付申請の実施終了連絡」を行ってください。
- 授業料支援補助金の変更交付申請に伴い、10月15日（月）の、就学支援金資格消滅、認定等の随時処理は行いません。（平成30年8月17日付け教私第1041-5号の「高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）」でお知らせしたとおりです。）
- 授業料支援補助金の金額を算出するためには、就学支援金の「認定」を行っている必要があります。9月中もしくは10月1日転入の生徒について、認定申請がまだの場合は、必ず10月5日（金）に認定申請を行ってください。（就学支援金旧制度の場合、「認定」ができていれば、就学支援金加算認定がまだの場合でも、授業料支援補助金の申請金額は正しく計算されます。）
- 10月5日（金）に何らかの申請を行った場合、大阪府からの通知確認実施（10月11日（木）を予定）まで生徒情報登録等ができませんので、ご注意ください。
- 停止、消滅、再開については、生徒情報変更登録（チェックボタンを外し、計算ボタンを押して登録）が終了していれば、大阪府への消滅申請等がまだの場合でも、授業料支援補助金の変更交付申請は可能です。

2 変更交付申請書（様式第3号）の作成について

- 変更交付申請画面の左上の「既交付決定額」は、平成30年4月19日付け大阪府指令教私第1261号で交付決定をした金額を手入力してください。複数の高等学校を有する学校法人は、4月の交付申請額を入力してください。（交付申請額どおり交付決定しています。）
- 申請ボタンを押すと、変更交付申請書の文言を入力する画面が表示されます。入力画面について、以下の赤字部分を追記してください。
「平成**30**年**4**月**19**日付け大阪府指令教私第**1261**号で交付決定を受けた平成**30**年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう申請します。」
- 複数の高等学校を有する学校法人は、システムでの申請により、各校の申請書類（4種類又は5種類）を印刷して提出することに加え、変更交付申請書（様式第3号）の法人合計分（金額につき、複数校分を合計したもの）に押印の上、ご提出ください。この場合、各校分の申請書類には押印は不要です。
- 法人所在地と学校所在地が異なる場合、学校所在地が法人所在地として表示されますので、手入力で法人所在地に修正してください。
- 変更交付申請書（様式第3号）の「4 変更理由・内容」、「担当部課名」、「担当者」及び「電話番号」

を手入力してください。

3 6-1 授業料支援補助対象経費 集計表の作成について

- 授業料支援補助対象経費 集計表については、平成26～27年度入学生分と平成28年度以降入学生分がExcelにより出力されます。また、平成23～25年度入学生の対象者がいる場合は、就学支援金旧制度分も出力されます。
- 在学生徒数、①のうち大阪府内に住所を有する者、①のうち就学支援金の支給を受ける者、については、手入力をお願いします。（別添「様式第3号_手入力部分」を参照して下さい。なお、例年記載誤りが多いため、注意してください。）
- 交付決定額（F）の生徒数欄・補助額欄について、4月にご提出いただいた交付申請書様式（3-1_集計表）の内容を手入力してください。なお、該当欄には既にシステム入力された内容が反映されていますが、上書きで修正してください。（別添「様式第3号_手入力部分」を参照して下さい。）
- 変更後（G）の生徒数欄、補助額欄は、システム入力された内容が反映されますので、金額に誤りがないか確認ください。
- 差引（G）－（F）については、自動計算されます。金額に誤りがないか、確認してください。

4 その他、入力方法についてのよくある質問

Q1) 親権者が1人になったことにより、ランクが変更（D1⇒Aなど）される生徒の入力方法は？

A1) ①生徒情報1の親権者について、「一人親のため省略」を押す、②保護者氏名2、住所2及び親権者2の所得が消えるので、正しい親権者の氏名、住所、所得を入力する（前年度・本年度ともに消えてしまいますので、前年度の親権者1の金額は、4月当初の保護者合算の金額を入れておくと便利です。本年度は新たな親権者の金額を入れてください。）③計算ボタンを押す、④生徒情報2の就学支援金、府補助金を手入力により修正する（金額の計算方法は昨年度と同様です。就学支援金の金額修正を忘れないようにしてください。）、⑤手入力ボタンは押したまま、計算ボタンを押す、⑥「所得入力」を選択し変更理由に「○月○日離婚（死別）により親権者変更、○月分より○ランクから○ランクに変更」と入力、以上の方法により入力してください。

Q2) 途中月（4月～6月の3ヶ月や7月～3月の9ヶ月ではない期間：

例：10月から3月までの6ヶ月間）に親権者変更により、ランクが変更になる生徒の入力方法は？

A2) 生徒情報2の画面に各月のランクを手入力することができます。

就学支援金、府補助金を手入力により修正することと併せて、当該のランクに変更してください。

Q3) 親権者変更により、授業料支援補助金の対象外から対象となる生徒の入力方法は？

A3) Q1の方法と同じですが、②について、4月当初の金額には、999,999円等ダミーの数字を入力し、対象外の反映をさせていただきます。

Q 4) 休学や留学に伴い、授業料額が変わる場合はどうすればよいか。

A 4) 授業料額は、年額を入力すると自動的に12ヶ月で割られ、月額の修正はできません。授業料額は通常生徒と同額を入力し、生徒情報2の授業料支援補助金額を手入力により、修正してください。授業料支援補助金は授業料額の上限までしか支給されません。

Q 5) 加算認定をしていない生徒について、授業料支援補助金の申請ができるか。

A 5) できます。生徒情報1の所得・扶養人数の入力により算出された授業料支援補助金額は、変更交付申請の際に申請額に反映されます。加算認定が未了の生徒については、授業料支援補助金の変更交付申請以後に、就学支援金のルールに従い加算認定を受けてください。

(注意)

前年度課税額がA～Eランクで、本年度課税額が対象外の生徒について、本年度課税額の入力を行わなければ、申請金額が正しく算出されません。必ず当該生徒の本年度課税額をダミー入力(999,999円)していただきますよう、お願いいたします。